

○国土交通省告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二のの規定に基づき、防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 一、五（略） 六 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造としたもの イ（略） ロ 次に掲げる基準に適合するもの (1) （略） (2) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。 (i) 耐熱強化ガラス（厚さが六・五ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに限る。以下同じ。） (ii) 耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇・〇〇〇五であるものに限る。以下同じ。） (iii) 複層ガラス（耐熱強化ガラス、耐熱結晶化ガラス又は積層ガラス（厚さが六・六ミリメートル以上であり、かつ、フロート板ガラス（厚さが二・六ミリメートル以上であるものに限る。）及び中間層（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウム及び水であり、かつ、厚さが一・四ミリメートル以上であるものに限る。）により構成されるもの
改正前	第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 一、五（略） 六 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造としたもの イ（略） ロ 次に掲げる基準に適合するもの (1) （略） (2) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。 (i) 耐熱強化ガラス（厚さが六・五ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに限る。以下この号において同じ。） (ii) 耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇・〇〇〇五であるものに限る。以下同じ。） (iii) 複層ガラス（屋外側のガラスが耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。）であるものに限る。以下この号において同じ。）

- 七 枠及び框の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアルミニウム合金材又は樹脂（無可塑ポリ塩化ビニルに限る）に限る。以下同じ。）及び低放射ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。）により構成されるものに限る。以下この号において同じ。）
- (3) 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあつては、これを構成するガラスのうち一の種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
- (i) 耐熱強化ガラス 幅が七百ミリメートル以上二千二百ミリメートル以下で高さが八百五十ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下であるもの
- (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が千ミリメートル以上二千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下であるもの
- (iii) 積層ガラス 幅が二百ミリメートル以上七百ミリメートル以下で高さが二百ミリメートル以上七百ミリメートル以下であるもの
- (4) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
- (i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。以下この号において同じ。）により枠に堅固に取り付けること。
- (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものにより枠に二百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。
- (5) (iii)・(iv) (略)

- 七 枠の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアルミニウム合金材又は樹脂（無可塑ポリ塩化ビニルに限る。次号
- (5) (iii)・(iv) (略)
- (3) 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあつては、屋外側のガラスの種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
- (i) 耐熱強化ガラス 幅が七百ミリメートル以上二千二百ミリメートル以下で高さが八百五十ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下のもの
- (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が千ミリメートル以上二千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下のもの
- (新設)
- (4) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
- (i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。以下同じ。）により枠に堅固に取り付けること。
- (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

。以下この号及び次号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ 次のいずれかに該当する戸であること。

(1) はめごろし戸

(2) 縦すべり出し戸（枠及び框の屋外側の部分を厚さ〇・八ミリメートル以上のアルミニウム合金材（JISH4100に適合するものに限る。（3）において同じ。）で、これらの屋内側の部分を樹脂で造るものに限る。以下この号において同じ。）

(3) 横すべり出し戸（枠及び框の屋外側の部分を厚さ〇・八ミリメートル以上のアルミニウム合金材で、これらの屋内側の部分を樹脂で造るものに限る。以下この号において同じ。）

ロ 次の掲げる戸の種類に依りてそれぞれ次に定めるガラスが用いられたものであること。

(1) はめごろし戸 網入りガラス、耐熱結晶化ガラス又は複層ガラス（網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

(2) 縦すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

(3) 横すべり出し戸 複層ガラス（耐熱結晶化ガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

ハ 次に掲げる戸及びガラスの種類（複層ガラス（ロ(1)から(3)までに規定するものをいう。以下この号において同じ。）にあっては、これを構成するガラスのうち一の種類）に依りてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) はめごろし戸

(i) 網入りガラス 幅が八百ミリメートル以下で高さが二千二百五十ミリメートル以下であるもの

において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ はめごろし戸であること。

ロ 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。

(1) 網入りガラス

(2) 耐熱結晶化ガラス

(3) 複層ガラス（屋外側のガラスが網入りガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。以下この号において同じ。）

ハ 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあっては、屋外側のガラスの種類）に依りてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) 網入りガラス 幅が八百ミリメートル以下で高さが二千二百五十ミリメートル以下のもの

- (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が七百八十ミリメートル以上九百二十ミリメートル以下で高さが千百ミリメートル以上千八百九十ミリメートル以下であるもの
- (2) 縦すべり出し戸 幅が六百四十ミリメートル以下で高さが千三百七十ミリメートル以下であるもの
- (3) 横すべり出し戸 幅が六百四十ミリメートル以上七百八十ミリメートル以下で高さが三百七十ミリメートル以上九百七十ミリメートル以下であるもの
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠及び框に取り付けられたものであること。
- (1) ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠及び框に取り付けるために設置される部材をいう。以下同じ。）により枠及び框に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあっては、取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものによりアルミニウム合金材で造られた縦枠（縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあっては、縦框）に三百五十ミリメートル以下の間隔で千百ミリメートルにつき三箇所以上固定すること。
- (3) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。
- (4) かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合にあっては次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合にあっては二ミリメートル以上とすること。
- (i) 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル
- (ii) 複層ガラス 十二ミリメートル
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取

- (2) 耐熱結晶化ガラス 幅が七百八十ミリメートル以上九百二十ミリメートル以下で高さが千百ミリメートル以上千八百九十ミリメートル以下のもの
- （新設）
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
- (1) ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあっては、取付部材を鋼材で造られたねじによりアルミニウム合金材で造られた縦枠に三百五十ミリメートル以下の間隔で千百ミリメートルにつき三箇所以上固定すること。
- (3) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
- (4) かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合にあっては次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合にあっては二ミリメートル以上とすること。
- (i) 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル
- (ii) 複層ガラス 十二ミリメートル
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取

付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) シーリング材（取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合に限る。）又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコーン製（横すべり出し戸にあつては、シリコーン製）であるものに限る。）

（2）加熱膨張材

縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあつては、火災時において枠と枠との間に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 加熱膨張材を枠と枠の全周にわたって設置すること。

(2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。

八 枠及び框を樹脂で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ 次のいずれかに該当する戸であること。

(1) はめごろし戸

(2) 縦すべり出し戸

(3) 横すべり出し戸

ロ 次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定めるガラスが用いられたものであること。

(1) はめごろし戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

(2) 縦すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

(3) 横すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス、耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) シーリング材（取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合に限る。）又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコーン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

（新設）

八 枠を樹脂で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ はめごろし戸であること。

ロ 複層ガラス（屋外側のガラスが網入りガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。次号において同じ。）が用いられたものであること。

ハ

次に掲げる戸及びガラスの種類（複層ガラス（ロ(1)から(3)までに規定されるものをいう。以下この号において同じ。）にあつては、これを構成するガラスのうち一の種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) はめごろし戸 幅が八百ミリメートル以下で高さが千四百ミリメートル以下であるもの

(2) 縦すべり出し戸 幅が七百八十ミリメートル以下で高さが千三百七十ミリメートル以下であるもの

(3) 横すべり出し戸

(i) 網入りガラス 幅が七百八十ミリメートル以下で高さが九百ミリメートル以下であるもの

(ii) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 幅が四百ミリメートル以上七百八十ミリメートル以下で高さが五百四十四ミリメートル以上九百ミリメートル以下であるもの

ニ 次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定める基準に従い、枠及び枠の内部に補強材（鉄材又は鋼材で造られたものに限る。以下この号において同じ。）を設置すること。

(1) はめごろし戸

(i) 補強材の厚さを一・六ミリメートル以上とすること。

(ii) 枠及び補強材を開口部に固定すること。

(2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸

(i) 補強材の厚さを二・三ミリメートル以上とすること。

(ii) 枠及び補強材（枠に設置するものに限る。）を開口部に固定すること。

(iii) 枠の各辺に補強材を設置し、かつ、当該補強材を相互に連結するよう、枠の隅角部に補強材を設置すること。

ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠及び枠に取り付けられたものであること。

ハ

幅が八百ミリメートル以下で高さが千四百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ

枠の内部に補強材（鉄材又は鋼材で造られたものであつて、厚さが一・六ミリメートル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）を設置し、かつ、枠及び補強材を開口部に固定すること。

ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

- (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠及び框の内部の補強材に堅固に取り付けること。

(2) (略)

- (3) 取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものにより枠及び框の内部の補強材に二百ミリメートル以下の間隔で固定すること。

- (4) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。

- (5) かり代長さを次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。

(i) はめごろし戸 十一ミリメートル

(ii) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸 七ミリメートル

へ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(i) グレージングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

(ii) 加熱膨張材

- (2) 樹脂で造られた部分の火災による溶融により貫通のおそれがある部分には、鋼材を設置すること。

ト 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあっては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 加熱膨張材を枠及び框の全周にわたって設置すること。

- (2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。

九 枠及び框を木材（気乾比重が〇・四五以上であるものに限る。）

- (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠の内部の補強材に堅固に取り付けること。

(2) (略)

- (3) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠の内部の補強材に二百ミリメートル以下の間隔で固定すること。

- (4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

- (5) かり代長さを十一ミリメートル以上とすること。

へ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

- (1) グレージングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

- (2) 加熱膨張材

(新設)

九 枠（見付寸法が四十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法

以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ|| 次のいずれかに該当する戸であること。

(1) はめごろし戸（枠の見付寸法が四十ミリメートル以上であつて、見込寸法が七十ミリメートル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）

(2) 縦すべり出し戸（枠の見付寸法が四十ミリメートル以上であつて、見込寸法が百一ミリメートル以上であり、かつ、框の見付寸法が四十ミリメートル以上であつて、見込寸法が七十ミリメートル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）

(3) 横すべり出し戸（枠の見付寸法が四十ミリメートル以上であつて、見込寸法が百一ミリメートル以上であり、かつ、框の見付寸法が四十ミリメートル以上であつて、見込寸法が七十ミリメートル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）

ロ|| 次に掲げる戸の種類に应じてそれぞれ次に定めるガラスが用いられたものであること。

(1) はめごろし戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

(2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸 複層ガラス（網入りガラス及び低放射ガラスにより構成されるものに限る。）

ハ|| 次に掲げる戸の種類に应じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) はめごろし戸 幅が千五十ミリメートル以下で高さが千五百五十ミリメートル以下であるもの

(2) 縦すべり出し戸 幅が八百ミリメートル以下で高さが千三百五十ミリメートル以下であるもの

が七十ミリメートル以上であるものに限る。）を木材（気乾比重が〇・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。）

イ|| で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの
はめごろし戸であること。

ロ|| 複層ガラスが用いられたものであること。

ハ|| 幅が千五十ミリメートル以下で高さが千五百五十ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

(3) 横すべり出し戸 幅が八百ミリメートル以下で高さが千二百ミリメートル以下であるもの

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠及び框に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠及び框に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。

(3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが三十二ミリメートル以上のねじにより枠及び框に百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(4) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。

(5) 〓(4) かり代長さを次に掲げる戸の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。

(i) はめぐろし戸 十三ミリメートル

(ii) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸 九ミリメートル

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 〓 取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(i) グレージングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコーン製であるものに限る。）

(ii) 加熱膨張材

(2) 〓 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあつては、ガラスの框に含まれる部分の長さを十三ミリメートル以上とすること。

〓 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあつては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。

(3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが三十二ミリメートル以上のねじにより枠に百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(5) 〓(4) かり代長さを十三ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) 〓(1) グレージングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコーン製であるものに限る。）

(2) 〓 加熱膨張材

（新設）

- (1) 加熱膨張材を枠及び樫の全周にわたって設置すること。
(2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び樫に堅固に取り付けること。

十・十一 (略)

第二 第一第三号、第六号又は第七号（枠及び樫の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第三 防火戸、縦すべり出し戸及び横すべり出し戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

十・十一 (略)

第二 第一第三号、第六号又は第七号（樫の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第三 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。